

平成30年8月17日

南相馬市農業委員会  
8月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会定例総会議事録

日 時 平成30年8月17日(金)午前9時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

## 1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	平 間 浩 一	出	11	半 谷 眞知子	出
2	瀧 澤 昇 司	出	12	佐 藤 邦 義	出
3	武 田 幸 俊	出	13	宮 川 フジコ	出
4	佐 藤 廣	出	14	岡 田 敏 文	出
5	瀧 田 宗 宏	出	15	早 川 孝 雄	出
6	山 内 弘 巳	出	16	佐 藤 良 一	出
7	新 妻 一 信	出	17	寺 澤 白 行	出
8	南 原 正 大	出	18	牛 渡 隆 夫	欠
9	二 谷 純 市	欠	19	但 野 幸 一	出
10	佐々木 教 喜	出			

## 2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 紺野 明重

鹿島区 折笠 文寛

原町区 門馬 勝弘

## 3. 出席職員

局長 佐藤 光

副主査 島 健太郎

次長 齋藤 ひとみ

主事 平田 幸子

主査 山本 将之

農政課主査 佐藤 俊文

## 4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 2 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 4 報告第 3 0 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 5 報告第 3 1 号 時効取得による所有権移転について
- 日程第 6 議案第 8 1 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 8 2 号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 8 議案第 8 3 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 9 議案第 8 4 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 1 0 議案第 8 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 1 議案第 8 6 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について  
( 県許可分 )
- 日程第 1 2 議案第 8 7 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)
- 日程第 1 3 議案第 8 8 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について  
(市許可分)
- 日程第 1 4 議案第 8 9 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について  
( 県許可分 )
- 日程第 1 5 議案第 9 0 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について  
(市許可分)
- 日程第 1 6 議案第 9 1 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について  
( 県許可分 )
- 日程第 1 7 議案第 9 2 号 現況確認証明願について

## 5. 会議の概要

(開会 午前9時30分)

議 長 　　ただいまより平成30年8月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は、9番委員、18番委員であります。出席委員は会議規則第5条の規定により定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号16番佐藤良一委員、17番寺澤白行委員、1番平間浩一委員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。7月20日に、市農業委員会と経済部農政課との懇談会が市役所会議室で開催されました。農業委員4名と事務局2名、農政課から職員4名が出席をし、南相馬市の農業の課題等について意見の交換を行ったところであります。

議 長 　　次に、日程第3、報告第29号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局から報告を求めます。

事務局 　　報告第29号についてご説明いたします。議案書の2ページから36ページになります。今回205件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして、手続しましたことを報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。なお、6月定例会時の農用地利用集積計画の利用権設定に伴う解約となりますが、解約通知の提出が遅れたため、今月の報告となりました。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第4、報告第30号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第30号についてご説明いたします。議案書の37ページから38ページ、

整理番号1番から3番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生日等については記載のとおりです。違反転用に係る理由ですが、整理番号1番については、昭和44年頃に住宅を建築したときから、農地の一部を進入路として使用し、昭和48年頃に東側道路沿いに納屋と駐車場を整備し、今も使用しています。今回、住宅を建て替えするにあたり、登記簿等の確認をしたところ、進入路、納屋及び駐車場の部分が、許可なく農地を使用していることが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、平成元年に隣接する宅地進入路の舗装工事を行った際に、素掘りの宅地排水路として使用していた部分をU字溝に入替え、現在まで使用してきました。隣の家の住宅建て替えに伴い、土地の調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして整理番号3番については、震災時に津波の被害があった土地であり、宅地同様に整地されてきました。平成26年に土地所有者からこの土地を借り本店を移転した際に、農地とは知らずに資材置場駐車場として整備し使用していました。今回、この土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第5、報告第31号、時効取得による所有権移転についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第31号についてご説明いたします。議案書の39ページから57ページになります。今回、法務局から時効取得を原因とする所有権移転登記の申請に関する通知がありましたので、報告いたします。なお、時効取得を原因とする所有権移転登記につきましては、民法第162条に規定されており、農地法の規制対象外で農業委員会の許可は不要です。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、議案第81号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第81号についてご説明いたします。議案書の58ページから59ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第81号について説明いたします。議案書59ページになります。今回、利用権設定が2件となっております。内容については記載のとおりとなっております。なお、賃料については、双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので原案のとおり、決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第82号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第82号についてご説明いたします。議案書の60ページから61ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第82号について説明いたします。議案書61ページとなります。当該計画の概要としましては、農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通し、農地の貸し借りを行うものであります。内容については記載のとおりとなっております。

ます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第83号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第83号についてご説明いたします。議案書の62ページから63ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第84号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第84号についてご説明いたします。議案書の64ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議 長           ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長           ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長           次に、日程第10、議案第85号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第85号についてご説明いたします。議案書の65ページから66ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番については、報告第30号整理番号1番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長           続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番、2番につきまして、8番委員。

8番委員           議案第85号申請番号1番についての調査の報告をいたします。現地案内図は1ページです。本件は報告第30号整理番号1番の関連案件であります。8月14日の午前10時頃より、現地において、申請人の奥さんと、長男の方の立ち会いのもと調査いたしました。所在から、申請事由等は記載のとおりです。許可基準に基づいて、聞き取り調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。続きまして、議案第85号申請番号2番についての調査の報告をいたします。現地案内図は2ページです。8月16日午前10時頃より、現地において申請人と代理人の行政書士の立ち会いのもと、調査いたしました。所在から申請事由等は記載のとおりであります。許可基準に基づき、聞き取り調査いたしました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。なお、雨水及び浄化槽の排水が既存の素掘りの水路に流れるので、堀が震災後の荒れた状態で、特にイノシシの被害があったりして流れがスムーズでないと判断されたんですが、協議、確認いたしましたところ、以前も使用していたので、周りの隣地の人にもお話をし、きちんと管理していくということでありました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長           次に申請番号3番につきまして、10番委員。

10番委員 議案第85号申請番号3番について報告いたします。8月10日午前11時から行政書士立ち会いのもと現地調査いたしました。案内図は3ページです。申請理由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準も一般基準も問題ありませんでしたので報告いたします。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に申請番号4番について、2番委員。

2番委員 議案第85号申請番号4番の現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページです。所在、申請事由は記載のとおりでございます。去る8月12日正午頃、申請人との連絡がなかなかとれなかったため、単独で現地を調査し、後日電話にて内容を確認した次第です。その結果、立地基準、一般基準とも基準を満たしていると判断いたしましたので、皆さんの審議のほどよろしく申し上げます。

議長 次に、申請番号5番につきまして、7番委員。

7番委員 議案第85号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。去る8月10日午後2時頃より、申請人代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を求めます。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第11、議案第86号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第86号についてご説明いたします。議案書67ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。本件は、平成29年1月16日開催定例総会の議案第10号申請番号8番のものとなっております。一般住宅の建築及び駐車場を整備する計画で許可を受けましたが、申請地の北東にあるブロック塀の一部が所有者の異なる隣地に越境していることが発覚しました。越境状態を解消しようと隣地の購入も試みましたが話がまとま

らず断念せざるを得ず、境界がはっきりしない土地に住宅の建築行いたくないため、許可の取消願出を行うものです。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり県知事に意見を送付することといたします。

議 長 　　次に、日程第 1 2、議案第 8 7 号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 　　議案第 8 7 号についてご説明いたします。議案書の 6 8 ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。事業計画の変更に係る事由ですが、当初の計画では、子供と別居して申請地に住宅を建てる予定でありましたが、許可後に子供との同居が決まり、市内の別の場所で生活することとなったため、今後も住宅の建築予定がないことから、承継人に申請地の所有権を移転し、住宅等を整備するために、事業計画の変更をするものです。以上です。

議 長 　　続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番について、1 2 番委員。

1 2 番委員 　　第 8 7 号申請番号 1 番につきましては、後ほど、議案第 8 8 号 3 番にて、関連がありますので、そちらで合わせて報告いたしますので、よろしく願います。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を求めます。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第 1 3、議案第 8 8 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 88 号についてご説明いたします。議案書 69 ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号 2 番については、報告第 30 号整理番号 2 番関連の案件となっております。申請番号 3 番については、議案第 87 号申請番号 1 番関連の案件となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。先に、申請番号 2 番をお願いしたいと思います。10 番委員。

10 番委員 議案第 88 号申請番号 2 番について報告します。8 月 10 日午前 10 時 30 分より、譲受人立ち会いのもと、現地調査をいたしました。案内図は 8 ページです。申請理由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準、一般基準とも問題ありませんでしたので、ご報告いたします。皆様のご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 次に、申請番号 3 番につきまして、12 番委員。

12 番委員 議案第 88 号申請番号 3 番について調査報告いたします。現地案内図は 6 ページです。なおこの案件は、先ほどの議案第 87 号 1 番関連です。8 月 7 日午後 3 時頃、代理人行政書士に立ち会いの連絡をとりましたが繋がらなかったため、午後 3 時 30 分に、私、1 人で現地にて調査書の項目に従い、現地を確認いたしました。調査書記載のとおり工事は中断されており、草も茂っている状況ですが、調査項目の基準には問題ないと判断してまいりました。同日午後 5 時 17 分、代理人より電話がありましたので、現地確認の状況及び依頼人の意思確認と自己資金の中の融資確認書の名前が家族であることを確認いたしました。以上の事柄から何ら支障なきものと判断いたしましたので、皆様方のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 申請番号 1 番につきましては、18 番委員が欠席のため、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 18 番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第 88 号申請番号 1 番につきまして、所在から申請事由まで記載のとおりです。現地案内図は 7 ページとなっております。去る 8 月 10 日午前 6 時 30 分より、申請人立ち会いのもと、現地の状況を確認いたしました。調査項目に従い、現地調査をいたしました。何ら支障なきものとして、判断してまいりました。以上、18 番委員より、ご連絡がありましたのでご報告いたします。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第 1 4、議案第 8 9 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第 8 9 号についてご説明いたします。議案書の 7 0 ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。既存施設拡張事業で拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないもので、施設の機能の維持拡充等のため、既存施設に隣接する土地に施設を整備する場合は、第 1 種農地での転用を例外的に許可することが可能となっております。以上です。

議 長 　　今回現地調査されました委員さんから報告を願います。申請番号 1 番につきまして、1 6 番委員。

1 6 番委員 　　議案第 8 9 号申請番号 1 番についての調査を行いましたので報告いたします。所在から申請事由については記載のとおりです。現地案内図は 9 ページとなります。8 月 1 1 日午前 1 0 時から行政書士立ち会いのもと、実施をいたしました。譲受人は、平成 1 2 年から当該地区で建設業を行っておりましたが、平成 2 3 年 3 月の震災によって、生活拠点及び建設事業所は津波被災により全壊し、危険区域に指定されていることから、本社事務所を原町区に移しております。そもそも、創業場所が当該地区であったことから、工事業務が当該地区に多くなり、当初から利用している敷地面積では狭隘となり、今回、譲り受ける隣接地を 2 筆、545 m<sup>2</sup>を転用するための申請であります。代理人行政書士の案内で現地を調査、聞き取りを行いました。転用の目的は、従業員通勤者用の駐車場及び資材置場として活用することとあります。隣接地との境界にはコンクリートブロック等により、土砂の流出を防止。さらに、取水及び排水を行わないので、農業関連施設には一切支障を及ぼさない。さらに、当該地区には工作物を設置しない。このことから、農地の浸食、分断、日照等は影響ないと判断をいたしました。以上のことから、立地基準、一般基準とも問題ありませんので、委員各位の慎重なご審議よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして、県知事に意見を送付することといたします。

議 長 　　次に、日程第15、議案第90号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第90号についてご説明いたします。議案書の71ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。山林より土砂を採取するに当たり、土砂採取に伴う運搬用道路としての一時転用であり、転用期間は許可日から2021年4月15日までとなっております。以上です。

議 長 　　次に、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、13番委員。

13番委員 　　議案第90号申請番号1番について報告いたします。土地の所在から申請事由まで、記載のとおりです。現地案内図は10ページです。去る8月10日午前10時より、被設定人と代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目にも基づき聞き取り確認した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。なお、案内図10ページを見るとわかりますが、県道相馬浪江線から入る進入路が消えているのですが、前回の申請地と隣り合っており、同じところを通ります。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので原案のとおり、決することといたします。

議 長 　　次に、日程第16、議案第91号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第91号についてご説明いたします。議案書の72ページ、申請番号1番

及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号2番については、報告第30号整理番号3番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きます。今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、6番委員。

6番委員 議案第91号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る8月10日午後1時頃より、被設定人の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているとともに、太陽光発電設備の接続契約を証明する東北電力株式会社の承諾を得ているということから問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、4番委員。

4番委員 議案第91号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページです。8月13日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。土地の所在地から申請事由までは記載のとおりですが、この案件は報告第30号整理番号3番の関連のです。この案件については引き続き使用するための転用申請です。貸借権の存続期間は、20年です。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして、県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第92号、現況確認証明願いについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第92号申請番号1番から5番についてご説明いたします。議案書の73

ページから74ページとなります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いとなっております。申請番号1番の一筆を除きまして、非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長            今回の現地調査委員を代表いたしまして、16番委員から報告をお願いいたします。

16番委員        議案第92号現況確認証明願について現地調査を行いましたので、報告をいたします。去る8月6日午後1時より、9番委員、18番委員、私と事務局で調査を行いました。申請番号1番であります。案内図は13ページとなります。申請人立ち会いのもと、5筆4,129㎡を確認いたしました。内容は利用状況等に記載のあるとおり、30年前までは桑園として利用しておりましたが、労働力不足により不耕作となり、非農地化したとあります。現況は桑の木も大木となり、竹も繁茂しており、山林化の状態でした。記載の上から4筆は、非農地と判断をさせていただきました。ただし、5筆目の土地については、幹線道路側ということもあり、若干雑草は伸びているものの、定期的な管理がされており、農地として十分維持管理ができると、このように判断をさせていただきました。次に、申請番号2番であります。案内図は14ページでございます。申請人案内のもと、現地を確認いたしました。非農地化した経過は記載のとおりであります。現況は、竹林の状態で完全に山林となっております。よって、非農地と判断をさせていただきました。次に、申請番号3番であります。案内図は15ページとなります。申請人に案内をいただき、確認をしたところ、地番は1筆であります。傾斜のきつい段々畑が延長となっております。かなり不便な状況であると同時に、草木が繁茂し、現況は山林です。よって、非農地と判断をさせていただきました。次に、申請番号4番でございます。案内図は16ページでございます。代理人行政書士立ち会いのもと、現地を調査いたしました。20数年前までは梨畑として利用していたとのことですが、周囲を山林に囲まれた場所で条件が悪く、10数年前から非農地化しているようであります。現況は藪状態、山林です。以上のことから非農地と判断をさせていただきました。次に、申請番号5番であります。案内図は17ページとなります。申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと調査を行っております。先ほどの申請番号4番より、さらに林道を100mほど入った奥にあります。40数年前までは梨畑として利用していたわけですが、周囲が山林という悪い立地と道路も狭隘のため、不耕作となったとのことあります。現況は山林であります。したがって、非農地と判断させていただきました。以上でございます。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので原案のとおり、決することといたします。

議 長 　　以上で、本日予定いたしました報告 3 件並びに議案 1 2 件、合わせて 1 5 件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の 8 月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様には大変お疲れ様でございました。

（終了）

閉会 午前 1 0 時 1 5 分

南相馬市農業委員会会議規則第 2 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により署名する。

平成 3 0 年 8 月 1 7 日

議事録署名人（ 1 6 番・サトウ リョウイチ）

⑩

議事録署名人（ 1 7 番・テラサワ シロユキ）

⑩

議事録署名人（ 1 番・ヒラマ コウイチ）

⑩